

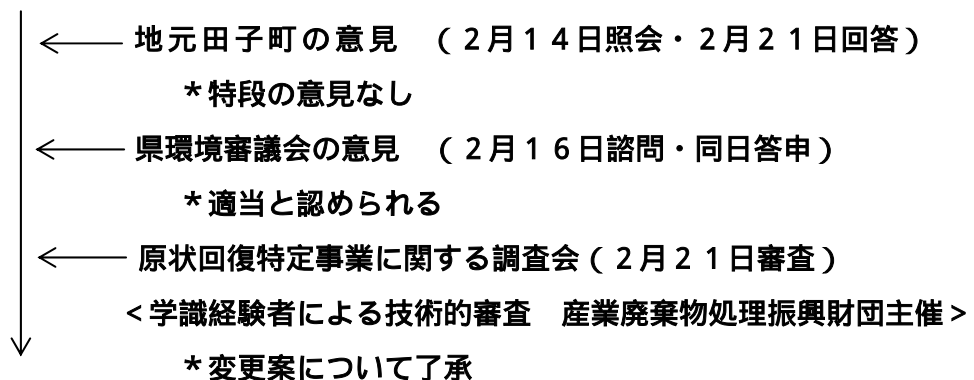
実施計画の変更及び本格撤去計画の修正について

1 これまでの主な経緯

- H16.1.21 「青森・岩手県境不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画書」に対し環境大臣同意
- H16.12.6 汚染拡散防止対策を最優先としながら、汚染拡散のおそれのない地域から撤去作業を開始
(一次撤去期間 平成16年度～18年度)
- H18.11.22 主な汚染拡散防止対策事業が完了することに伴い、地中堆積廃棄物の掘削・撤去方法などを定めた「本格撤去計画書」を作成
(本格撤去期間 平成19年度～24年度)

2 実施計画変更等に係る事務手続き

実施計画の変更案作成(平成19年2月14日)



実施計画の変更案を環境省に提出(3月5日)

実施計画の変更に対し環境大臣同意(3月26日)

本格撤去計画の一部修正(3月30日)

3 実施計画の変更内容

1) 掘削方法の見直し(硫化水素ガス対策等)

【変更前】

1.1ヘクタールの区域を6区画に分割し、年度ごとに撤去する。

【変更後】

1.1ヘクタールの区域を標高の高いエリアからスライス式に掘削することを基本とし、年度ごとに撤去する。

2) 処理方法の拡大(加熱処理に適さない廃棄物の適正処理)

【変更前】

既存の廃棄物処理施設において焼却、焼成、溶融のいずれかの加熱処理をする。

【変更後】

処理方法は、既存の廃棄物処理施設において焼却、焼成、溶融のいずれかの加熱処理をすることを基本に、その性状等から加熱処理に適さないものについては、廃棄物処理法に基づくそれ以外の適正処理方法のうち最も合理的な方法により適正に処理する。

本格撤去計画の一部修正についても同様